

牛の飼養衛生管理基準が新しくなりました！

国内での26年ぶりとなる豚熱の発生や、近隣国で広がっているアフリカ豚熱の侵入リスク増加等を受け、**家畜伝染病予防法が改正され、それに伴い飼養衛生管理基準等の大幅な改正が行われました。**

家畜伝染病予防法の主な改正内容

- 家畜の伝染性疾患の名称変更
- 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

家畜の伝染性疾患の名称変更（一部抜粋）

【R2. 7. 1から施行】

	これまでの名称	改正後の名称	変更理由
法定伝染病	ブルセラ病	ブルセラ症	ウイルス以外は症
	結核病	結核	OIE名称との是正
	ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	ウイルス以外は症
届出伝染病	ウイルス性下痢・粘膜炎	ウイルス性下痢	OIE名称との是正
	牛白血病	牛伝染性リンパ腫	OIE名称との是正、消費者の誤解回避

- **牛白血病は「牛伝染性リンパ腫」という名称に変わりました！！**

飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

【R2. 10. 1から施行・義務づけ】

- ① 衛生管理区域に入る者にのみ、又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、出入りする者すべてに課すよう措置。
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。
- ③ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置。
- ④ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。
- ⑤ 飼養衛生管理に関する罰則を強化（遵守命令に従わなかったとき、100万円以下の罰金）。

新しい飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準が改正され、これまでより強化・拡充されました(全畜種)。

取り組みの目的ごとに、下記のようにⅠ～Ⅳに体系化され、またそれぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類(人、物品、野生動物、飼養環境、家畜)ごとに項目が分類されました。ここでは、牛について説明します。

牛の飼養衛生管理基準の構成

I	家畜防疫に関する基本的事項 【項目 1～12】	人	飼養環境	家畜	}	・家畜の所有者の責務 ・本基準を現場で徹底するためのルール等		
II	衛生管理区域への病原体の侵入防止 【項目 13～22】	人	物品	家畜				
III	衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止 【項目 23～32】	人	物品	野生動物	飼養環境	家畜	}	具体的な防疫措置の内容
IV	衛生管理区域外への病原体の拡散防止 【項目 33～38】	人	物品	家畜				



今回新設された項目

(一部を除きR2.10.1から施行)

【1. 家畜の所有者の責務】

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。

- 関係法令を遵守すること。
- 関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。
- 飼養衛生管理者を決め、この項の取組について確実に管理者に実施させること。
- 管理者が所有者と異なる場合にあっては、常時連絡がとれる体制を確保すること。

【3. 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底】 (R4. 2. 1 施行)

- 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成すること。
- マニュアルの作成にあたっては獣医師等の専門家の意見を反映させること。
- 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じること。
- 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を、従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

農場ごとに作成するこの「マニュアル」については、
ひな形が農林水産省ウェブサイトに掲載されました。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

【7. 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備】

- 大臣指定地域※において講じなければならない措置（項目14、21）の内容を習熟していること。

<項目14：他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置>

<項目21：安全な資材の利用>

- 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

※ 大臣指定地域とは… 野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域。

【8. 衛生管理区域の設定】 → 衛生管理区域の考え方を明確化した。

【9. 放牧制限の準備】 (R3. 10. 1 施行)

- 放牧の停止または制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は、出荷・移動の準備をしておくこと。

【11. 愛玩動物の飼育禁止】

- 衛生管理区域内で、**犬・猫等の愛玩動物の持込みや飼育をしないこと。**



【16. 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置並びに使用】

- 衛生管理区域専用の衣服および靴を設置し、立ち入る者にこれらを着用させること。
- 病原体侵入を防ぐため、着脱前後の衣服および靴を、すのこ・分離板等で場所を離して保管すること。また、更衣前後の経路が交差しないう、一方通行とするなど必要な措置を講じること。

【17. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒】

- 車両の消毒はもちろん、衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用あるいはマットの消毒その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じること。

【24. 畜舎の入口における靴の交換又は消毒】

- 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる、または靴の消毒をさせること。
- 靴に排泄物・汚泥等が付着した場合には、洗淨及び消毒を行うこと。

【29. ねずみ及び害虫の駆除】

- ねずみ、ハエ等の害虫の駆除を行うために殺鼠剤および殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じること。

【30. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒】

- 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくす。
- 病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒すること。

【33. 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等】

【34. 衛生管理区域から退出する車両の消毒】

【35. 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等】

新しく改訂された「飼養衛生管理基準の遵守状況チェックリスト」を添付いたしますので、内容の確認及び自己点検に使っていただきますようお願いいたします。

なお、来年の定期報告からはこの様式が添付されます。

～ 家畜に異状が見られたら、ただちに連絡してください～

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

☎ 0175(22)1254